

**【重要】令和3年度に本奨励金の交付を受けた飲食店は対象外です**

「愛顔の安心飲食店認証」期限喪失後の再申請や更新等により、新たに認証を取得した場合も対象外です

番号	分類	質問	回答
1	申請全般	「愛顔の安心飲食店認証取得奨励金」とは何か。	今治市内の飲食店又は喫茶店において、「愛顔の安心飲食店認証」を取得した事業者に対して、予算の範囲内で必要な経費を補助することにより、感染症の拡大防止及び認証制度の推進を図るものです。
2	申請全般	認証を申請したが、認証を得られなかった場合は、補助対象にならないのか。	「愛顔の安心飲食店認証」の認証が得られたことが給付の要件です。
3	申請全般	申請期間はいつからいつまでか。	令和4年5月23日(月)から令和5年2月28日(火)(消印有効)までとなります。
4	申請全般	申請書類はどこで入手できるのか。	今治市産業振興課 HP で公開するほか、市の支所で申請書類を配布しております。ただし、申請方法や制度の内容については、必ず産業振興課へお尋ねください。
5	申請全般	ホームページを見られない人に申請書類を郵送してくれるのか。	申請書類の郵送等は行っておりません。お手数ですが、上記の配布場所でお受け取り下さい。
6	申請全般	認証を申請中ですが、奨励金の申請ができますか。	認証書の交付がされてから申請してください。
7	申請全般	誰の名義で申請すればよいか。	飲食店等営業許可を得ている方の名義で申請してください。
8	申請全般	この申請では押印は必要となるか。	申請書への押印は不要ですが、誓約書については申請者の自筆での署名又は代表者印の押印が必要となります。
9	申請全般	申請書類はどのように提出すればよいか。	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、原則郵送により提出してください。なお、産業振興課への持参による受付も行う予定です。
10	申請全般	申請書類の提出に係る郵送料は、事業者の自己負担となるのか。	郵送料他申請に要する経費は、申請者の負担となります。
11	申請全般	窓口で申請書類の相談や受付を行っているのか。	申請書類の作成に当たり、御不明な点等がございましたら、電話でお問い合わせください。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、原則郵送でご提出ください。
12	申請全般	早く申請した方がよいか。	予算の範囲内での補助となりますので、予算額に達した場合は申請期限を待たずに受付を終了する場合があります。
13	補助対象者	どのような事業者が補助対象者となるか。	次の要件をすべて満たす事業者となります。 (1)今治市内において、食品衛生法に基づく営業許可を得て店舗を有し、飲食店または喫茶店の営業を行う法人または個人事業主 (2)当該店舗において、認証申請を行い、認証基準に基づいた感染防止の取組みを行っており、今後も営業を継続する意思を有すること
14	補助対象者	社団法人、財団法人、NPO 法人等も対象者か。	認証を取得し、対象となる事業を行っていれば対象です。
15	補助対象者	中小企業庁の「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」や県の「時間短縮協力金」、「えひめ版応援金」と併給することは可能か。	用途を限定しない補助金であるため、今回の奨励金と併給することができます。
16	補助対象店舗	対象となる店舗について教えてほしい。	市内に飲食店を有する事業者のうち、食品衛生法第 52 条の営業許可(飲食店営業または喫茶店営業)を受けた者であって、かつ現に市内の飲食店舗において対面により主として食事又は飲料の提供を業として行っているもので、愛顔の安心飲食店認証制度の認証を受けた店舗
17	補助対象店舗	市内で複数の飲食店舗を経営している場合、各店舗とも交付対象になるのか。	要件を満たす各店舗単位で交付対象となります。

「愛顔の安心飲食店認証奨励金」 Q & A

令和4年5月20日版

番号	分類	質問	回答
18	補助対象店舗	店舗ごとに申請するのか、まとめて申請すればいいのか。	複数の店舗で営業されている場合、店舗ごとに申請書を作成してください。
19	補助対象店舗	同一店舗で複数回の申請はできるか。	既にこの奨励金の交付を受けている店舗は、既に交付を受けた金額にかかわらず、 <b>更新など再度の申請はできません</b> 。同一店舗で複数の営業許可を持っている場合でも複数回の申請はできません。
20	補助対象店舗	大企業の店舗は対象店舗になるのか。	認証を取得すれば、経営規模は問いません。
21	補助対象店舗	同一店舗で昼と夜の営業形態・経営主体が別の場合、それぞれで申請可能ですか。	認証ごとの申請となります。
22	補助対象店舗	今後、廃業することが決まっているが、対象になるか。	今回の奨励金は、対象店舗において、感染対策を実施しながら営業を継続する意思を有していることが要件となっていますので対象となりません。
23	申請書類	申請に必要な書類は何か。	必要な書類は、以下のとおりです。 ①愛顔の安心飲食店認証取得奨励金申請書(別記様式第1号) ②誓約書(様式2号) ③安心飲食店認証書の写し ④営業許可証の写し ⑤写真添付シート(安心飲食店認証ステッカーを貼った店舗写真、感染対策を実施している店舗内写真) ⑥奨励金の振込口座の通帳等の写し(申請者と同一であること) ⑦請求書 ⑧申請者の身分証(免許証、マイナンバーカード、保険証など) ⑨チェックシート(提出にあたり、チェックシートを一番上にし、提出書類を番号順に並べてください。)
24	申請書類	提出時チェックリストは提出する必要があるのか。	こちらでも書類確認に使用しますので、提出時チェックリストについてもご提出をお願いします。
25	申請書類	振込口座の通帳等の写しとは、具体的にどここの部分か。	通帳のオモテ面、通帳を開いた1、2ページ目の両方(金融機関名・支店名・預金種別・口座番号・口座名義の情報が確認できるページ)の写しを提出してください。インターネットバンキングをご利用の場合には、上記の情報が分かるサイトページの写しを提出してください。
26	申請書の審査	書類の不備や不足があれば、ただちに不交付となるか。	補正が可能な書類については、産業振興課から補正の電話連絡を行います。
27	申請書の審査	対象経費の確認のため、店舗での現地確認を行う場合はあるのか。	認証制度に応じた対策が正しく行われているかどうか、現地確認を行うことがあります。また、認証後も現地確認を行うことがあります。
28	交付決定	申請したあとに、交付(不交付)決定の通知があるのか。	奨励金の交付を決定し、給付した場合は、申請者へ「交付決定通知書」を送付します。また、審査の結果、交付を行わない場合は、「不交付決定通知書」を不採択の理由を付して送付します。
29	交付決定	「交付決定通知書」はどここの住所に郵送されるのか。	申請書の【申請者の情報】に記載されている住所へ郵送します。法人は会社の住所、個人は自宅住所となります。
30	奨励金の支払い	振込口座に指定はあるのか。	振込先の口座名義は、申請者が法人の場合は当該法人名義の口座、申請者が個人事業主の場合は当該個人事業主本人名義の口座に限ります。
31	その他	奨励金を返還しなければならない場合があるのか。	「交付要領 6 ページ 12 留意事項④、⑤」に記載の内容に該当する場合は、奨励金の返還が生じる可能性があります。
32	その他	交付された奨励金は、課税対象となるか。	課税対象になるとお聞きしています。詳しくはお近くの税務署にお問い合わせください。